

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

繰越利益剰余金等について

Q 繰越利益剰余金等と法人税の関係について教えてください。

A 企業会計上の利益剰余金は、損益取引から生じたもので、利益の留保額を意味するものです。法人は、剰余金が生じている場合において、図2のような、株主資本等変動計算書により株主総会の議決を経て、その一部を積立金として積み立て、また、株主等に剰余金の配当等として配分します。

このように、法人は、株主資本等変動計算書により剰余金を社内に留保するものと社外に流出するものとに区分します。

利益剰余金としての内部留保は、利益準備金とその他利益剰余金で構成されます。図1は簡単な貸借対照表の例ですが、利益準備金、別途積立金、繰越利益剰余金のようになります。

図1

諸資産	500,000,000	諸負債	467,000,000
		資本金	10,000,000
		資本準備金	1,000,000
		利益準備金	2,400,000
		別途積立金	5,600,000
		繰越利益剰余金	14,000,000

この内、繰越利益剰余金は、法人税において、特別償却費の経理、圧縮記帳の経理で使われることがあります。そのほかにも、繰越利益剰余金が使われる場合

図2 株主資本等変動計算書

(単位：円)

	株 式 資 本									純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合計			
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金					利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金				
前期末残高	10,000,000	1,000,000		1,000,000	2,000,000	3,000,000	13,000,000	18,000,000	29,000,000	29,000,000	
当期変動額											
1 別途積立金の積立て				0		2,600,000	△2,600,000	0	0	0	
2 剰余金の配当				0	400,000		△4,400,000	△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000	
3 当期純利益				0			8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	
				0							
当期変動額合計				0	400,000	2,600,000	1,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
当期末残高	10,000,000	1,000,000		1,000,000	2,400,000	5,600,000	14,000,000	22,000,000	33,000,000	33,000,000	

がありますが、今回は、この二つの経理について説明します。

1 特別償却の経理処理

特別償却は、取得年度に、普通償却限度額に加えて、一定の特別償却限度額を損金にできる制度です。

(1) 直接的な経理の仕方としては、

(借方) (貸方)
減価償却費 ××× 機 械 ×××

となります。

(2) 損金経理により積立金として経理する仕方としては、

(借方) (貸方)
減価償却費 ××× 特別償却準備金 ×××

となります。

(3) 繰越利益剰余金を使った経理の仕方としては、

(借方) (貸方)
繰越利益剰余金 ××× 特別償却準備金 ×××

となります。

特別償却の償却額は、税法上の優遇措置であり、(1)と(2)の経理では、会社法上費用性に疑問が残ります。

そこで、(3)のように剰余金の処分で経理することにより、損益計算と関係なく行うことが妥当だと考えられます。

剰余金の処分で特別償却の経理をするということは、費用化されなく、所得も減額されてないこととなりますので、申告書の別表4により減算することで、所得を減らす申告調整を行うこととなります。

(3)の方式で経理した場合、翌期から7年間(耐用年数が10年未満のものは、5年またはその耐用年数のいずれか短い年数)で均等額ずつ益金に算入しなけれ

ばなりませんので、初年度に設定した特別償却準備金を、翌期から取り崩すことになります。

(借方)		(貸方)	
特別償却準備金	×××	繰越利益剰余金	×××

となります。

そして、別表4において、特別償却準備金取崩額として加算します。

2 圧縮記帳の経理処理

圧縮記帳は、税務上、本来であれば所得となる利益について、一定の要件に合えばその課税を繰り延べることができる制度です。

税法で認められている圧縮記帳には、

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳
 工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮記帳
 保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳
 交換により取得した資産の圧縮記帳
 収用等に伴い取得した資産の圧縮記帳

など、ほかにも数種類ありますが、経理の仕方としては、特別償却と同様に3通りの方法があります。

ただし、交換により取得した資産の圧縮記帳など一部の圧縮記帳では、次の(1)直接的な経理の仕方でのみ処理できます。積立金方式による処理は認められません。

(1) 直接的な経理の仕方としては、

(借方)		(貸方)	
圧縮損	×××		×××

となります。(固定資産)

(2) 損金経理により積立金として経理する仕方としては、

(借方)		(貸方)	
圧縮積立金積立損	×××	圧縮積立金	×××

となります。

(3) 繰越利益剰余金を使った経理の仕方としては、

(借方)		(貸方)	
繰越利益剰余金	×××	圧縮積立金	×××

となります。

圧縮記帳で計上される圧縮損は、税務固有の考え方に基づく取扱いであり、(1)と(2)の経理では会社法上、費用性に疑問が残ります。

そこで、(3)のように剰余金の処分で経理することにより、損益計算と関係なく行うことが妥当だと考えられます。

剰余金の処分で圧縮記帳の経理をするということは、費用化されなく、所得も減額がされてないこととなりますので、申告書の別表4により減算することで、所得を減らす申告調整を行うことになります。

(税制委員会：小林秀子、赤羽勝巳、齋秀行
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

197 —長野県のアウトドアの祭典—

ナガノアウトドアフェスティバル in生坂村

9月13日(土)14日(日)に40種類以上のアクティビティが一堂に集まる「第1回ナガノアウトドアフェスティバルin生坂村」が開催されます。“それはまるでアウトドアの遊園地”生坂村が地域活性化事業として協力し、子供たちのたくましい成長の場を提供するものです。

アクティビティの内容は長野県の山岳フィールドを象徴する熱気球、パラグライダー、ラフティング、マウンテンバイク、カヌー、カヤック、宝探し等々。また、メイン会場となります【やまなみ荘前グラウンド】にはアウトドア関連商品や飲食など約60店のブース出展もありイベントを盛り上げます。

子供たちにアウトドア遊びを通じて、自然豊かな長野県を改めて素晴らしいと思えるようなきっかけを、また、子供たちが体験した自然の素晴らしさを後世に

伝えていけるような、息の長いイベントにしていきたいと考えています。(中山英也編集委員)

【お知らせ】

準備しておりますアクティビティにつきましては下記料金にて体験し放題です。(物販・飲食は別途料金を頂きます)

2日券 前売3000円(税込) 当日3500円(税込)

1日券 前売2000円(税込) 当日2500円(税込)

ファミリー早割チケット販売(2日券のみ販売)

・3枚セット 9000円 8000円(税込)

・6枚セット18000円 15000円(税込)

【前売チケット購入】

ローソン&ミニストップ店頭にて好評販売中!

Lコード: 39570

詳しくは特設サイト【<http://nagano-outdoor-fes.com/>】にてご確認下さい。